

※公拡法による土地の先買い制度における届出・申出 主要要件一覧

		届出の要・不要 (第4条第1項)	申出の可・不可 (第5条第1項)
都市計画施設の 区域内の土地	100 m ² 未満の土地	不要	不可
	100 m ² 以上 200 m ² 未満の土地	不要 ^{※1} (井原市不要)	不可 ^{※2} (井原市可)
	200 m ² 以上の土地	要	可
都市計画区域内に 所在する土地で、 道路・都市公園・ 河川等の予定地	100 m ² 未満の土地	不要	不可
	100 m ² 以上 200 m ² 未満の土地	不要 ^{※1} (井原市不要)	不可 ^{※2} (井原市可)
	200 m ² 以上の土地	要	可
都市計画区域内 (市街化調整区域 を除く)に所在 するその他の土地	100 m ² 未満の土地	不要	不可
	100 m ² 以上 200 m ² 未満の土地	不要 ^{※1} (井原市不要)	不可 ^{※2} (井原市可)
	200 m ² 以上 5,000 m ² (10,000 m ²) 未満の土地	不要	可
	5,000 m ² (10,000) m ² 以上の土地	要	可

(注) () 内は市街化区域以外の都市計画区域(市街化調整区域を除く)

上記以外の要件については、第4条第1項及び第5条第1項を参照

※1 公拡法施行令第3条第3項ただし書により、区域を限り、100 m²以上 200 m²未満の範囲内でその規模を市町村条例で定めた場合は、その規模による。

※2 公拡法施行令第4条ただし書により、区域を限り、100 m²以上 200 m²未満の範囲内でその規模を市町村規則で定めた場合は、その規模による。